

## 令和5年度 神奈川県私立高校生等奨学給付金のお知らせ 【通常給付（7～11月申請分）】

- ・ 神奈川県では、私立高校生等の保護者の授業料以外の教育費の負担を軽減するため、返済不要の「私立高校生等奨学給付金」を支給しています。
- ・ 当制度は、授業料の負担を軽減する「就学支援金」「学費補助金」とは別の制度です。対象となる方は忘れずにご申請ください。

※保護者…保護者とは、原則親権者をいいます。親権者が不在の場合は、神奈川県又は学校にお問い合わせください。

### 給付を受けることができる方 令和5年7月1日現在で次の要件をすべて満たす世帯

#### 生徒の保護者で、次の(1)～(3)すべての要件に該当する世帯の方

- (1) 令和5年7月1日現在、保護者が神奈川県内に居住していること
  - ・ **保護者等が1人でも海外在住の場合は支給対象外となります。国内単身赴任の場合は、住民票があり、生活の拠点となる都道府県で申請してください。2つの都道府県で申請することはできません。**
- (2) 生活保護（生業扶助）受給世帯または住民税所得割非課税世帯であること。
  - ・ 生活保護（生業扶助）受給世帯（以下「生活保護世帯」という。）の確認は、令和5年7月1日現在の生業扶助の措置状況がわかる書類で行います。
  - ・ 住民税所得割非課税世帯（以下「非課税世帯」という。）の確認は、令和5年度の課税証明書等で行います。※
    - ※ 海外赴任等で日本国内に住所を有しないため非課税である場合は対象外となります。
- (3) 令和5年7月1日現在、生徒が次の①～⑥のいずれかの学校に在学していること
  - ① 私立高等学校（全日制、定時制、通信制、専攻科（中等教育学校（後期課程）を含む）のうち大学への編入学基準を満たす課程または国家資格者養成課程を有するもの）
  - ② 私立中等教育学校後期課程
  - ③ 私立高等専門学校（第1～3学年）
  - ④ 私立専修学校高等課程
  - ⑤ 私立専修学校の一般課程（国家資格者養成施設の指定を受けている学校）
  - ⑥ 私立各種学校（外国人学校のうち、高等学校の課程に類する課程を置くものとして告示で定める学校、国家資格者養成施設の指定を受けている学校）

#### 【ご注意ください！】

生徒が次のいずれかに該当している場合は、「奨学給付金」の対象外です。

- ・ 就学支援金の対象校を卒業又は修了しているなど、就学支援金、学び直し支援金の受給資格がない場合、かつ専攻科支援金の受給資格がない場合
- ・ 特別支援学校の高等部または専攻科に在学する場合
- ・ 生徒が児童福祉施設（母子生活支援施設を除く）に入所している者又は里親に療育されている者等で、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合

**支給額** 世帯区分及び在学する学校の課程により支給額が異なります。

・ **対象となる高校生等1人当たりの支給額（年額）**

世帯区分			全日制・定時制	通信制	専攻科
生活保護世帯			52,600円		52,100円
非課税世帯	15歳以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹が	いない	137,600円	52,100円	
		いる	152,000円		

・ 授業料以外の納付金（PTA会費、生徒会費など）に未済がある場合は、奨学給付金を当該未済に充てる旨について、学校長あてに委任状を提出することが必要です。

**提出期限・提出先**

提出期間 **令和5年7月1日（土）～11月15日（水）**

提出先 法人事務局（中学高等学校西校舎4F）

〒231-8653

横浜市中区山手町88番地

Tel 045-662-7037

- ・ 申請書類等、詳細な資料は法人事務局で配布しております。
- ・ 提出期限までに申請できない場合は、上記連絡先へご相談ください。

**支給時期**

**令和5年11月中旬頃～令和6年2月末頃**を予定しています。

- ・ 申請時期により支給時期は異なります。  
期限までに申請されても書類に不備があった場合や、期限後に申請された場合は、支給日が遅れますので、ご注意ください。
- ・ 奨学給付金は、申請時に指定された口座に神奈川県から直接振り込まれます。
- ・ 支給に先立ち、(不)支給決定通知書が神奈川県から送付されます。